

聖マリア学院大学 研究活動における不正防止に関する基本方針

聖マリア学院大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）」に基づき、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用等を防止すべく、以下のとおり基本方針を定めています。

- 1) 不正防止のための機関内の責任体系の明確化を図り、機関内外に周知する。
- 2) 研究費等の事務処理に係る職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能としての体制整備を図る。
- 3) 不正を発生させる要因に対応した、具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を継続的に実施する。
- 4) 研究費の使用ルールを明確化し、マニュアル等を作成することで情報共有・共通理解を促す。
- 5) 機関内部だけでなく、取引業者等外部に対しても不正防止に対する理解を求める。
- 6) コンプライアンス教育（研究費使用ルール等に関する説明会等）及び研究倫理教育を定期的に行い、全学的な意識向上を図る。
- 7) 不正に関する相談・告発窓口や、不正発覚時の対応に関する規程を整備・運用する。

平成28年6月12日 制定

平成30年9月13日 改正

聖マリア学院大学 学長